

# アメリカ大統領候補者指名手続と投票者の投票動向

阿 部 竹 松

はじめに

二〇一二年一月六日に行われたアメリカ大統領選挙では、現職のバラク・オバマ (Barack Obama) 大統領の民主党大統領候補者とジョー・バイデン (Joe Biden) 副大統領候補者が、元マサチューセッツ州知事のミット・ロムニー (Mitt Romney) 共和党大統領候補者とウイスコンシン州選出の下院議員であったポール・ライアン (Paul Ryan) 副大統領候補者を破って二期目の当選を果たした。

メディアは二大政党の両候補が接戦であることを報道していたが、世論調査社や大学の分析専門家の調査結果ではオバマが優勢であることを示していた。選挙日の午後二時一五分 (東部時間) には、殆どのテレビ放送局がオハイオ州の大統領選挙人票がすべてオバマに投じられたことを報じて、バラク・オバマの当選を伝えた。選挙日の翌日の

アメリカ大統領候補者指名手続と投票者の投票動向 (阿部)

三 (五一九)

十一月七日、東部時間の午前一時頃にミット・ロムニイがバラク・オバマに敗れたことが確実となった。票の集計が遅れていたフロリダ州の集計結果が出た十一月一〇日までに五〇州と首都ワシントンの投票結果が確定した。バラク・オバマが獲得した大統領選挙人票は、大統領選挙人票総数の五三八票のうちの三三二票であった。大統領に当選するのに必要な大統領選挙人票数(二七〇)を大きく超えた得票数であった。そして、ミット・ロムニイが得票した大統領選挙人票は二〇六票であった。しかしながら、国民投票数では、オバマ候補者の得票数は、六五、八九九、六六〇(五一・一%)であり、ロムニイの得票数は、六〇、九三三、一五二(四七・二%)の僅差であった。<sup>(1)</sup>

わが国では、国会議員選挙での候補者指名は、一般の有権者の手が届かない政党の首脳部に委ねられている。一九七五年、金権政治を一掃するために三木武夫元総理大臣が提案した自由民主党の総裁予備選挙や民主党の代表選に各々の政党の党員や党友が参画してきたが、国会議員の一票と党員や党友の一票の価値に格差があるために、総裁や代表選に民意を十分に反映させることができなかつた。このような事情もあって、候補者指名選挙は、わが国の有権者にとっては馴染み薄いものになってしまっている。一方、アメリカの有権者は、大統領選挙の年の一月上旬から九月上旬までの長期間に亘って精魂を傾注して大統領候補者を選出している。そのために、大統領候補者を選出する指名選挙運動期間の方が本選挙の選挙運動期間中よりも活気に満ちている。候補者指名選挙で選挙権を行使するか、それとも本選挙で選挙権を行使するかの二者択一を迫られたとしたら、どちらを選択するかは、候補者選半数のアメリカ人は、躊躇せず前者を選択すると回答する。それほどまでもアメリカの有権者たちは、候補者選の指名選挙に情熱を燃やしているのである。本稿では、二〇一二年のアメリカ大統領選挙の候補者指名手続に焦点を絞って、アメリカの大統領候補者を指名する仕組みについて解説し、同時に有権者のどの層がいずれの政党の候補者

に投票したかについて検証して、アメリカ「民衆」政治の動向を探るのが本稿の目的である。

## 一、大統領選挙の仕組み

アメリカの大統領ならびに副大統領は、通常、候補者指名選挙、大統領選挙人選出選挙、大統領選出選挙の三行程を経て選出される。いずれの候補者も三行程を経ても大統領に選出されない場合には、第四行程の連邦議会内大統領選挙が行われる。すなわち、連邦議会の下院が大統領を選出し、上院が副大統領を選出することになる。

### 1. 候補者指名選挙

アメリカの大統領選挙は、四年ごとに行われる。大統領選挙が行われる年の一月上旬から六月下旬までの期間に、各政党が各州で開催する予備選挙ないしは党員集会で全国政党大会に出席して最終的に大統領候補者を指名する代議員を選出する。そして、二大政党の民主党と共和党は、七月初旬から九月上旬までの期間に各々が開催する全国政党大会で自党の大統領候補者と副大統領候補者を最終的に指名する。二〇一二年、共和党は、八月二七日から三〇日までフロリダ州のタンパ (Tampa) 市で二、二八六名の代議員が出席して全国政党大会を開催してミット・ロムニー (Mitt Romney) を大統領候補者に指名し、ポール・ライアン (Paul Ryan) を副大統領候補者に指名した。一方、民主党は、九月三日から六日までノース・キャロライナ州のシャロット (Charlotte) 市で五、五五二名の代議員が出席して全国政党大会を開催して、現職の大統領のバラク・オバマ (Barack H. Obama) を大統領候補者に指名し、ジョー・バイデン (Joe Biden) を副大統領候補者に指名した。このようにして、二大政党から各々の大統領候補者および副大統領候補者が全国政党大会で指名されると、九月の第一月曜日から本格的な大統領選挙戦が開始する。小政党からも大統領

候補者が選出されるが、小政党は、全国政党大会を開催して候補者を指名していない。大抵、一州か二州で開催される黨員集会で候補者が立候補宣言をする程度である。

## 2. 大統領選挙人選出選挙

各州の有権者は、一般に大統領選挙と呼ばれている一月の第一月曜日の翌日の火曜日<sup>②</sup>の選挙日(二〇〇八年は一月四日、二〇一二年は一月六日)に、自党の大統領候補者に支持を表明している大統領選挙人候補者の一団に一票を投じる。換言すれば、各州の有権者は、個々の大統領選挙人候補者一人ひとりに一票を投ずるのではなく、わが国の比例代表区選挙のように政党別に名簿が作成されている大統領選挙人団に一票を投じる。各州に割当てられている大統領選挙人の数は、当該州の上院議員数(各州同数の二名)と下院議員数(人口に応じて割当てられているので各州の下院議員数は一定ではない)の合計数である。人口が最も多いカリフォルニア州の大統領選挙人数は、五五(上院議員二名と下院議員五三名)である。人口の最も寡少なアラスカ州の大統領選挙人は、三(上院議員二名と下院議員一名)名である。各州の各政党は、当該州に割当てられている大統領選挙人数と同数の大統領選挙人候補者を立候補させている。「勝者全票一括得票方式」(winner-take all system)が採用されているので、州ごとの票集計の結果、他党の大統領選挙人団よりも一票でも多く得票した政党の大統領選挙人候補者が全員当選する。その結果、その政党は、当該州の大統領選挙人票をすべて獲得することになる。言うまでもなく、その他の政党から立候補していた大統領選挙人候補者は、全員揃って落選する。したがって、その他の政党は、当該州の大統領選挙人票をすべて失うことになる。

## 3. 大統領選挙人による大統領選出選挙

当選大統領選挙人は、一二月の第二水曜日の翌週の月曜日<sup>③</sup>に各州の州府に集合して、大統領候補者と副大統領候補

者に各々一票を投じる。各当選大統領選挙人は、自己が所属している政党の候補者に投票することが義務づけられている。換言すれば、寝返りを打って、他の政党の候補者に投票しても無効となる。したがって、共和党の大統領候補者が当選して、民主党の副大統領候補者が当選するようなことは生じない。当選大統領選挙人は、得票集計表に署名して首都ワシントンの上院議長に宛てて送付する。翌年の一月六日、上院議長が連邦議会の上院議員と下院議員が出席する合同会議で全米各州の当選大統領選挙人から送付されてきた得票集計表を開票する。そして、票が計算される。ここで正式に大統領と副大統領の当落が決定する。票集計の結果、大統領選挙人総数の<sup>④</sup>五三八の過半数である二七〇以上の大統領選挙人票を得票した大統領候補者と副大統領候補者が当選する。しかし、いずれの候補者も大統領選挙人総数（五三八）の過半数（二七〇）を得票していない場合には、大統領と副大統領の選出は連邦議会に付託される。

#### 4. 連邦議会内大統領選挙

いずれの大統領候補者および副大統領候補者が大統領選挙人総数の過半数票を得票していない場合には、上位得票者三名以内の候補者から下院が<sup>⑤</sup>大統領を選出する。この場合には、下院議員全員（四三五名）が投票するのではなく、各州一名の代表者が投票することになっている。大統領を選出するための会議の定足数は、五〇州の三分の二以上（三四以上）である。代表者による投票の結果、過半数得票者が大統領に当選する。当選者が大統領に就任する一月二〇日までに下院が大統領を選出できない場合には、副大統領に当選した者が大統領の職務を代行する。

上院は、副大統領を選出する。副大統領を選出するための会議の定足数は、上院議員全員（二〇〇名）の三分の二以上（六七名以上）である。大統領選挙での副大統領候補者の上位得票者二名のうちから上院議員が副大統領を選出する。投票の結果、出席議員の過半数票を獲得した者が副大統領に当選する。

## 二、大統領候補者指名選挙

### 1. 候補者指名の沿革

大統領候補者は、アメリカ連邦国家が誕生した当初では、党派別に会合を開いて決定していた一握りの数の連邦議会議員によって指名されていた。そして、大統領は、各州の州議会から選出された大統領選挙人によって選出されていた。ジャクソニアン民主主義 (Jacksonian Democracy) と呼ばれた「草の根民主主義」 (grass roots democracy; 大衆民主主義) の風潮が高まった一八二四年に初めて大統領選挙人が各州の党員の投票によって選出されるようになった。一八二四年以後、各州で実施される予備選挙 (primary election) または各州で開催される党員集会 (caucus / convention) で選出された代議員が全国政党大会に出席して最終的に大統領候補者を指名する制度が確立した。今日では、二大政党の民主党と共和党は、大統領選挙の年の一月上旬から六月下旬までの約六ヶ月間に日程が組まれた予備選挙や党員集会で全国政党大会に出席する代議員を選出して、七月から九月の第一月曜日 (労働祭祝日) 以前に開催される全国政党大会で大統領候補者が指名している。

大統領候補者を指名する手続には、党員集会 (caucus) と予備選挙 (primary election) がある。二大政党の民主党と共和党は、州ごとに、これらの二つの指名方法のいずれかの一つを選択して、各政党の大統領候補者を最終的に全国政党大会で指名するための代議員を選出している。党員集会を採択するか、それとも予備選挙を採択するかについては、各州の中央政党委員会の自由裁量に委ねられている。

## 2. 州単位の候補者指名

### 1) 党員集会

二大政党の民主党と共和党は、各州で党員集会を開催するか予備選挙を行うかのいずれかを選択して全国政大会で一名の党の大統領候補者を指名するための代議員を選出することになっている。党員集会は、党員が集会を開いて討議をした上で全国政大会に出席する代議員を選出したり、特定の大統領候補者を支持する決議をしたりする各政党の候補者を指名する機関の一つである。党員集会は、ピラミッド型の組織になっている。党員集会の底辺には、投票区党員集会 (precinct caucus) と呼ばれる党員集会がある。その上部の中間組織として郡党員集会 (county caucus / convention)、タウン党員集会 (town caucus / convention)、市党員集会 (city caucus / convention)、下院議員選挙区党員集会 (district caucus / convention) がある。そして、党員集会の上部組織が州党員集会 (state caucus / convention) である。州党員集会を頂点として最下位の投票区党員集会までの党員集会が、ピラミッド型に段階的に組織化されている。そして、各段階の党員集会は、当該段階の政党委員会によって運営されている。最下位の投票区党員集会は、政党委員会によって運営されていると言うよりも政党委員長と副委員長 (概して、夫婦) によって運営されていると言う方が適切である。このように組織化されたピラミッド型の制度の下では、州中央政党委員会の意向が全党員に伝わり易いという利点がある。しかし、このような政党の首脳部からみれば非常に都合のよい党員集会は、政党の首脳部や古参の政治ボスに支配され易い候補者指名機関であるとの批判がある。その理由で草の根民主主義を育んできた多くのアメリカの有権者には余り歓迎されていない。

党員集会は、各党の大統領候補者、連邦議会議員候補者、州知事候補者や州議会議員候補者を指名するためにも開

催されている。言うまでもなく、四年ごとの大統領選挙の年に開催されて、大統領候補者を全国政党大会で指名するための代議員を選出する党員集会在、もつとも活気に満ちたものになる。アイオワ州は、全米各州に先駆けて党員集會を開催してきている。アイオワ州の民主党は、一九七二年以来、共和党は一九七六年以来、他の州に先がけて党員集會を開催してきている。<sup>6)</sup>二〇一二年にはアイオワ州の民主党と共和党が揃って二月二日に州党員集會を開催した。アイオワ州の一、七七四の投票区では、投票区党員集會が開催されて郡党員集會に出席する代議員が選出された。投票区党員集會で選出された代議員は、その後順次開催される市党員集會、郡党員集會、下院議員選挙区党員集會、州党員集會に出席して、特定の大統領候補者への支持を固める。この大統領候補者を指名する行程では、各州とも殆ど同じ手続を執っているである。しかし、ニュー・ヨークやシカゴのような大都市では最下位の党員集會は、区党員集會 (ward caucus / convention) である。これに対して、ニュー・イングランド諸州では、タウン党員集會 (town caucus / meeting) が、党員集會組織の最下位に当たる。その他の州では、投票区党員集會が、候補者を指名する最下位の組織である。アメリカの投票区は、人口が一、〇〇〇から二、〇〇〇程度で区割りされている。各投票区で二大政党の民主党と共和党が別々に投票区党員集會を開催して、四名ないし六名の市や郡の党員集會に出席する代議員を選出している。そして、選出された代議員たちに特定の大統領候補者を支持することを委託する。しかし、この段階における委任は、白紙委任であつて、市や郡の党員集會で彼らの主張をまっとうすることは、事実上、義務づけられていない。投票区党員集會では、事実上、特定の大統領候補者に支持を表明する決議をするというよりは、市や郡の党員集會に出席する代議員を選出するだけであると理解する方が無難である。州によっては、投票区党員集會では、誰を次期大統領候補者に推奨するかを決議をしていない。市や郡の党員集會に出席した代議員は、投票区党員集會でな



したと同様の二つの決議をする。すなわち、下院議員選挙区党員集会に出席する代議員を選出すること、自党の大統領候補者としてどの候補者を支持するかについての決議をして選出された代議員に委任することである。

下院議員選挙区党員集会は、比較的重要な役割を果たしている。たとえば、中西部の殆どの州の共和党では、郡党員集会で選出された代議員は、下院議員選挙区党員集会で次に掲げる三つの決議をしている。すなわち、まず、州党員集会に出席する代議員と州党員集会に出席しないで直接、全国政大会に出席する代議員を選出する。次に、選出された代議員に当該州の党員が支持する大統領候補者に州党員集会と全国政大会で投票するよう委託する。下院議員選挙区党員集会で選出された代議員が州党員集会に出席しないで全国政大会に出席するので、下院議員選挙区党員集会での特定の大統領候補者に対する支持決議は、州党員集会での支持決議と殆ど同程度の重要性をもつことになる。下院議員選挙区党員集会での大統領候補者支持決議と異なる決議が後に開催される州党員集会でなされた場合には、下院議員選挙区党員集会で選出された代議員は、州党員集会の決議に従うのが常例である。大抵の場合には、下院議員選挙区党員集会での大統領候補者支持決議が自動的に州党員集会の決議に持ち込まれるので、州党員集会で異なった大統領候補者が支持される決議がなされることは稀である。

州党員集会は、二つの役割を果たしている。一つは、全国政大会に出席する代議員の選出である。もう一つは、大統領候補者の支持決議である。ここで明らかにしなければいけない問題は、何名の代議員が各州から全国政大会に出席できるかである。全国政大会が開催されるようになった初期の頃には、全国政大会に出席する代議員数は、各州の上院議員および下院議員の総数と同数であった。言い換えるならば、各州に割当てられている上院議員数（各二名）に下院議員数を加えた総数であった。その後、民主党も共和党も全国政大会に各州から連邦議会議員数の二

倍の代議員を代表させることを容認するようになった。<sup>(7)</sup>一九七六年の民主党全国政大会に全米五〇州、首都ワシントン、属領から出席した代議員の総数は一、五〇三名であり、共和党では一、一三〇名であった。それが一九八四年には民主党では三、九三二名となり、共和党では二、二三五名にもふくれあがった。<sup>(8)</sup>そして、二〇一二年には民主党の代議員数が五、五五二名となり、共和党のそれは二、二八六名となっている。<sup>(9)</sup>

## 2) 予備選挙

七月下旬から九月上旬にかけて開催される二大政党の民主党と共和党の全国政大会に先がけて各州で行われる予備選挙は、候補者にとっては第一段階の試練の場である。予備選挙とは、党員が集会を開いて候補者を誰にするかについて討議をしないで本選挙と同様、党員各自が直接、投票場に赴いて投票することによって特定の大統領候補者を支持している代議員候補者を選出する各州の民主党と共和党の指名機関のことである。少なくとも一九七六年の大統領選挙の年までは、各州で行われた二大政党の予備選挙は、一種の人気投票のような候補者指名選挙であった。したがって、たとえ各州の予備選挙で圧倒的な勝利をおさめた候補者といえども、最終的に一名の大統領候補者が選任される全国政大会で党の大統領候補者に指名されるとはかぎらなかつた。そのために、予備選挙は、大統領候補者を指名するために積極的に作用する候補者指名機関というよりは、むしろ雨後の筍のように乱立した大勢の候補者を篩(ふるい)にかけて選別する消極的な作用しか果たしていなかった。<sup>(10)</sup>

そこで、一九七八年、共和党にさきがけて民主党は、党規約に「代議員拘束制」を盛り込んだ。この代議員拘束制とは、各州の予備選挙や党員集会で代議員に選出される際に、その代議員が支持を表明している大統領候補者に全国政大会の初回投票で必ず投票しなければならないという内容のものである。この党規約改正によって、各州の予備

選挙や党員集会で代議員総数の過半数の代議員から支持を取り付けた候補者が全国政党大会で自動的に大統領候補者に指名されることになった。そのために、党の綱領とは無関係な政策を掲げている大統領候補者が選出される可能性も生じてきた。また、全国政党大会が正副大統領候補者を最終的に指名する候補者指名機関であるという本来の機能すらも果せなくなった。そこで、一九八一年に民主党は、ノース・キャロライナ州知事のジェイムズ・ハント (James B. Hunt, Jr.) を委員長とする大統領候補者指名手続委員会を設置した。そして、その委員会で改善策が講じられた。一九八二年三月にハント委員会の提言を受けて、民主党は党首脳部の影響力を反映させることのできる党組織の強化の一環として代議員拘束制を廃止して、これに代わる「代議員誓約制」(pledged delegate system) を採択した<sup>(10)</sup>。この代議員誓約制とは、代議員に選出される際にその代議員が支持を表明している大統領候補者に全国政党大会で必ず投票しなければならないというものではなく、全国政党大会が開催された時点の状況に応じて代議員が随意に支持候補者を変更して投票することが許容される制度のことである。そして、代議員誓約制は、代議員が支持を表明していた大統領候補者に投票しなかった場合でも何らの制裁も課せられないという寛容な制度になった。さらに、誓約代議員に追加して非誓約代議員の特別代議員が選出されるようになった。二〇〇〇年の民主党全国政党大会に出席した代議員総数の八二%が誓約代議員であり、残りの一八%が非誓約代議員であった。二〇一二年の民主党全国政党大会に出席した四、〇四七名の代議員のうち二、二五三名(八〇・三%)が誓約代議員であった。そして、非誓約代議員の特別代議員(連邦議会議員、州知事、州議会議員、全国政党委員会委員など)が七九四名(一九・七%)であった<sup>(11)</sup>。

一方、共和党は民主党にならって一九八〇年に代議員拘束制を採用したが、代議員を拘束するか否かは各州の州法および各州の政党の綱領で定めることにした。一九九二年に共和党も代議員拘束制を廃止して、代議員誓約制を採択

した。二〇〇四年の共和党全国政党大会に出席した代議員総数の六五・六%が誓約代議員であり、一三・九%が非誓約代議員であった。<sup>12</sup> 残余の一〇・五%が非誓約の特別代議員であった。二〇一二年の共和党全国政党大会に出席するところが認められた二、三八〇名の代議員(出席した代議員二、二八六名)のうち一、七一九名(七二・二%)が誓約代議員であった。そして、残余の五六七名(二三・八%)が非誓約代議員であった。<sup>13</sup> 共和党の大統領候補者に指名されるには、全代議員数(二、三八〇)の最低過半数の一、一九一を獲得しなければならないことになった。

このように、二大政党の民主党と共和党の候補者にとっては、各州で実施される予備選挙は、避けて通らないわけにはいかない試練の場になった。各候補者は、各州の予備選挙や党員集会で誓約代議員を他の候補者よりもより多く獲得することが必須の条件となっている。この意味で、今日では予備選挙や党員集会は、大統領候補者を第一義的に指名するための政党の機関になっている。したがって、予備選挙は、もはや一九六八年以前の予備選挙のような人気投票といった性格の予備選挙ではなくなっている。

二大政党の民主党と共和党は、大統領候補者を指名するために各州で党員集会を開催するか、予備選挙を行うかかいずれかの方法を採用している。二〇一二年には、党員集会を開催した州は、二〇州とプエト・リコ属領、ヴァージン・アイランズ属領、サオマ属領、グアム属領、ノーザン・マリアナ・アイランド属領であった。予備選挙を行った州は、三五州と首都ワシントン、プエト・リコ属領、グアム属領であった。ネブラスカ州やユタ州のように、民主党が党員集会を開催し、共和党が予備選挙を行ったりすることが可能である。アメリカの政党は、州ごとに独立した組織になっている。二大政党の民主党や共和党といえども、わが国の政党のように全国組織の政党本部を有していない。二大政党の各州の政党中央委員会を頂点として州内ではよく組織化されている。大統領選挙の年に全国政党委員会が

組織されるが、全国政党委員会は自党から大統領を選出するために機能する一時的な組織であって、大統領選挙が終わると解散してしまう。このように、地方分権化された政党組織の下では、州政党中央委員会が広範な自由裁量権を行使することができる。このことは、政党の第一目的である党員を選挙で議員に当選させる選挙手続に関する一切の権限は州議会に与えていると明記したアメリカ合衆国憲法の規定（第一条第四節第一項）に由来している。したがって、二大政党の各州の政党中央委員会が決定した予備選挙を行うか党員集会を開催するかの議案が州議会を難なく通過すれば、他に伺いを立てずに実行することができる。そのために、二大政党の各政党が各州で行う予備選挙の手続については、それぞれの州の法律に規定されているので、わずかながら異なっている。

### 3. 二〇一二年の候補者指名争い

#### 1) 民主党

二〇一二年の大統領選挙では、現職の大統領が民主党から立候補したために、民主党の大統領候補者を指名するための代議員を選出する各州の党員集会での討議や予備選挙での投票は、概ね低調であった。七州の予備選挙で現職大統領のオバマ候補者に挑戦する対抗馬が立候補したが、オバマ候補者を支持する代議員数を脅かすほどの代議員数を獲得できなかった。オバマ候補者は、二〇一二年四月三日までに民主党の大統領候補者に指名されるのに必要な最小限の数の誓約代議員を獲得していた。<sup>14)</sup>

#### 2) 共和党

予備選挙の初期の段階で共和党の大統領指名選挙戦に名乗り出た知名度の高い候補者は、連邦議会議員であり前の自由擁護党 (Libertarian Party) 候補者であったロン・ポール (Ron Paul)。<sup>15)</sup> 二〇〇八年の大統領選挙の共和党候補者の

アメリカ大統領候補者指名手続と投票者の投票動向 (阿部)

ジョン・マッケイン (John McCain) の選挙副参謀であった元ミネソタ州知事のティム・ポーレンティ (Tim Pawlenty)、元マサチューセッツ州知事のミット・ロムニー (Mitt Romney)、元下院議長のニュート・ギングリッチ (Newt Gingrich) であった。二〇一一年五月五日にサウス・キャロライナ州のグリーンヴィル市で開催された最初の討論会には、ビジネスマンのハーマン・ケイン (Herman Cain)、元ニュー・メキシコ州知事のゲイリー・ジョンソン (Gary Johnson)、ロン・ポール、ティム・ポーレンティ、元ペンシルヴァニア州選出上院議員のリック・サントラン (Rich Santorum) が参加した。その一ヶ月後の討論会には、ニュート・ギングリッチ、ミット・ロムニー、元ユタ州知事のジョン・ハンツマン (Jon Huntsman)、下院議員のミッシェル・バーグマン (Michele Bachmann) が加わったが、ゲイリー・ジョンソンは参加しなかった。討論会は、アイオワ州の党員集会が開催された時より以前に総計二三回も開催された<sup>15)</sup>。

選挙戦の最初の重大な出来事は、二〇一一年八月一三日にアイオワ州のエイムズ市で行われた世論調査 (Ames Straw Poll) であった。この世論調査でミッシェル・バーグマンが最高の支持率を得た。支持率が低かったティム・ポーレンティは、選挙戦から敗退せざるを得なかった。この時点で共和党の保守派の有権者は、ロムニーが共和党の大統領候補者に相応しい人物であると考えようになった。その結果、ドナルド・トランプ (Donald Trump)、サラ・パリン (Sarah Palin)、ミッシェル・バーグマン、テキサス州知事のリック・ペリー (Rick Perry) が選挙戦から敗退した。そして、同年の一〇月と十一月にハーマン・ケインとニュート・ギングリッチが台頭してきた。しかし、ケインは、スキャンダルのために、数州の予備選挙の投票用紙に候補者として記載されていたにも拘わらず、二〇一一年の歳末に選挙戦から敗退した<sup>16)</sup>。

候補者指名選挙の初頭に日程を組み込んだ一月三日に行われたアイオワ州の党員集会、一月一〇日に行われたニュー・ハンプシャー州の予備選挙、一月二一日に行われたサウス・キャロライナ州予備選挙で各々異なった三名の候補者が勝利したのは、共和党の歴史上で最初のことであった。ミット・ロムニイがアイオワ州とニュー・ハンプシャー州で勝利すると期待されていたが、アイオワ州の党員集会ではリック・サントランがロムニイに三四票の差をつけて勝利した。ニュート・ギングリッチは、サウス・キャロライナ州の予備選挙でミット・ロムニイの得票二八%とリック・サントランの得票一七%に対して四〇%を得票して大差をつけて勝利した。ミット・ロムニイは、ニュー・ハンプシャー州の予備選挙で三九%を得票して勝利した。この時点において、かなりの数の候補者が候補者指名行程から脱落した。ミッシェル・バーグマンは、アイオワ州の党員集会では得票数が五位であったために辞退した。ジョン・ハンツマンは、ニュー・ハンプシャー州の予備選挙では三位であったので辞退した。リック・ペリイは、サウス・キャロライナ州の予備選挙での得票数が低かったので辞退した。リック・サントランは、もともとアイオワ州で選挙運動を集中して展開していたが、アイオワ州で予期せぬ勝利をおさめて以来、二月七日のコロラド州の党員集会、ミネソタ州の党員集会、ミゾーリ州の予備選挙で最高得票を果たした。全国世論調査は、リック・サントランがミット・ロムニイを追い越したと報じた。しかしながら、ミット・ロムニイは、一月一〇日のサウス・キャロライナ州の予備選挙で勝利してから二月六日に一一州が予備選挙と党員集会を行ったスーパー・テューズデイ (Super Tuesday) の勝利を含めて総計一四州で勝利した。スーパー・テューズデイでは、ミット・ロムニイが六州で勝利し、リック・サントランが三州で勝利し、ニュート・ギングリッチが出身州のジョージア州の一州で勝利しただけであった。四月一〇日、リック・サントランは、彼を支持する全国政大会に出席する議員の数が少ないこと、出身州の

ペンシルヴァーニア州での支持率が低いこと、彼の娘の健康などを配慮して選挙運動を中止した。ニュート・ギングリッチは、五月二日に脱落した。ギングリッチのスポークスマンがギングリッチの敗退を報じた直後、共和党全国政党委員会はニュート・ギングリッチが共和党の暫定大統領候補者である旨を宣言した。ロン・ポールは、表向きには候補者指名選挙戦線に留まっていたが、五月一四日に選挙運動を中止した。

五月二九日、テキサス州の予備選挙で勝利したミット・ロムニイは、全国政大会で共和党の大統領候補者に指名されるのに十分な代議員を獲得していた。六月五日のカリフォルニア州と数州の予備選挙と六月二六日のユタ州の予備選挙で勝利したミット・ロムニイは、CNN (Cable News Network) が七月二七日報じた代議員配分集計によると、共和党の代議員総数一、五二四のうちの一、四六二名の誓約代議員と六二名の非誓約代議員を獲得していた。他の候補者が獲得した代議員数は、リック・サントランが二六一、ロン・ポールが一五四、ニュート・ギングリッチが一四二、ミッシェル・バークマンが一、ジョン・ハンツマンが一、その他の候補者が〇であった。<sup>(17)</sup>

### 3) 第三政党の候補者指名争い<sup>(18)</sup>

#### (1) 自由擁護党

自由擁護党 (Libertarian Party) から元ニュー・メキシコ州知事のゲイリー・ジョンソン (Gary Johnson)、元自由擁護党全国政党委員会副委員長のリー・ライツ (R. Lee Wrights)、政治活動家のジム・バーンス (Jim Burns)、弁護士のカール・パースン (Carl Person) が立候補したが、大統領候補者にゲイリー・ジョンソンが選出され、副大統領候補者にはゲイリー・ジョンソンが推薦したカリフォルニア州裁判所判事のジェイムズ・グレイが選出された。ゲイリー・ジョンソンとジェイムズ・グレイは、国民投票の一、二七五、九五一票 (〇・九九%) を得票した。



## (2) みどり党

みどり党 (Green Party) からマサチューセッツ州の医師で「みどりの虹党」(Green-Rainbow Party) の委員長のジル・ステイン (Jill Stein)、女優のロウザンナ・バー (Roseanne Barr)、みどり党の全国政党委員会のカリフォルニア選出の代議員であるケント・メスプレイ (Kent Mesplay)、ミシガン州のみどり党の常連の候補者であるハーレイ・ミッケルソン (Harley Mikkelsen) が出馬した。しかしながら、みどり党の大統領候補者指名選挙は、概ねジル・ステインとロウザンナ・バーの二人の候補者の戦いであった。ロウザンナ・バーは、カリフォルニア州の大統領予備選挙で落選して、平和自由党 (Peace freedom Party) の大統領候補者指名選挙に出馬したためにペンシルヴァーニア州のチェリ・ホンカラ (Cheri Honkala) が副大統領候補者に指名された。ジル・ステインとチェリ・ホンカラの正副大統領候補者は、国民投票の四六九、五八三票 (〇・三六%) を得票した。

## (3) 憲法党

憲法党 (Constitution Party) から元ヴァージニア州選出の連邦議会議員のヴァーギル・グード (Virgil Goode)、テネシー州の弁護士で二〇〇八年の憲法党の副大統領候補者であったダーレル・キャストル (Darrell Castle)、ジョージア州の大学フットボールのコーチであるロビー・ウエルズ (Robby Wells)、カンザズ州の看護婦で政治活動家のスーザン・デューシー (Susan Ducey)、ワシントン州のラジオ・トーク・ショウのタレントで政治評論家のローリー・ロス (Laurie Roth) が立候補した。二月に立候補を表明したヴァーギル・グードに対等に挑戦できる者はいなかった。ナッシュビル (Nashville) 市で開催された党大会で二〇〇八年の大統領選挙時に憲法党の副大統領候補者であったダーレル・キャストルが出馬を表明したが、ヴァーギル・グードは、党大会の第一回投票で辛うじてではあったが過

半数票を獲得した。そして、憲法党の委員長であったジム・クライマー (Jim Clymer) を副大統領候補者に指名した。ヴァーギル・グード大統領候補者とジム・クライマー副大統領候補者は、国民投票の二二二、〇〇一票 (〇・〇九%) を得票した。

#### (4) 正義党

正義党 (Justice Party) の創設者で元ユタ州のソルト・レイク市長のロッキイ・アンダーソン (Rocky Anderson) が立候補した。副大統領候補者に詩人で小説家のルイス・ロドリゲス (Luis J. Rodriguez) が指名された。両候補者は、国民投票の四三、〇一一票 (〇・〇三%) を得票した。

#### 4. 代議員選出方法

当初、民主党と共和党は、全国政党大会に出席する代議員を各州に割当ててゐるにあたって、各州に割当てられていた連邦議会議員数を基準にしていた。民主党は、一九三六年まで連邦議会議席数を基準として各州に代議員数を割当てていた。しかし、一九三六年、民主党は、一世紀来の伝統となっていた連邦議会議員数を絶対的な基準としていた代議員割当方式を改正した。そして、連邦議会議員数を基準とした代議員割当に加えて、特定の条件を満たした州に対して追加代議員を割当ててゐる方式を採用した。特定の条件を満たした州とは、前回の大統領選挙で民主党の大統領選挙人団を当選させた州や民主党の上院議員または州知事を当選させた州のことである。

当初は、共和党も各州に割当てられた連邦議会議員数を基準として、全国政党大会に出席する代議員数を各州に配分していた。そのために、共和党議員の少ない南部諸州に過剰な数の代議員が割当てられ、共和党議員の多い北部諸州に比較的少ない数の代議員が割当てられていた。それで、一九一六年、この偏重な割当基準を見直して、前回の大

統領選挙、上・下院議員選挙、州知事選挙で各々の共和党の候補者が得票した票数に応じて追加代議員を割当てる方式が採択された。

その後、民主党も共和党も代議員の割当基準を見直してきた。最近の両党の代議員割当は、人口数と政党支持率を基本的な基準にした代議員割当になっている。特に共和党は、前回の大統領選挙、連邦議会議員選挙、州知事選挙における共和党候補者への支持率を重視した代議員割当になっている。

#### 5. 代議員各州割当基準<sup>19)</sup>

- (1) 二〇一二年の共和党代議員（総数二、二八六名）の割当基準
  - (i) 各州に一〇名の代議員を割当てる。
  - (ii) 各下院議員選挙区に三名の代議員を割当てる。
  - (iii) 二〇〇八年の大統領選挙で共和党のマッケイン候補に大統領選挙人票を投じた州に四・五名の代議員を割当てる。さらに、当該州の大統領選挙人数の六〇％に相当する員数の追加代議員を割当てる。
  - (iv) 下記の場合には、追加一名の追加代議員を割当てる。
    - a 共和党の上院議員を選出している場合、
    - b 各州の連邦議会の下院議員の少なくとも半数が共和党議員である場合、
    - c 共和党の州知事が選出されている場合、
    - d 州議会の下院で共和党が多数党である場合、
    - e 州議会の両議院で共和党が多数党である場合、

アメリカ大統領候補者指名手続と投票者の投票動向（阿部）

- (v) サモア領に六名の代議員を割当てる。
  - (vi) 首都ワシントンに一六名の代議員を割当てる。
  - (vii) グアム属領に六名の代議員を割当てる。
  - (viii) プエルト・リコ属領に二〇名の代議員を割当てる。
  - (ix) ヴァージン・アイランド属領に六名の代議員を割当てる。
- (2) 二〇一二年の民主党代議員（総数五、五五二名）の割当基準

A 誓約代議員

- (i) 過去三回の大統領選挙（二〇〇〇年、二〇〇四年、二〇〇八年）で民主党の候補者に投じた州（首都ワシントンを含む）の国民投票数に応じて割当てる。
- (ii) 過去三回の大統領選挙（二〇〇〇年、二〇〇四年、二〇〇八年）で民主党のすべての候補者に投じた総国民投票数に応じて割当てる。
- (iii) 二〇一〇年の国勢調査に基づいて各州に割当てられた大統領選挙人数に応じて割当てる。
- (iv) 全州と属領に大統領選挙人総数の代議員を割当てる。
- (v) サモア属領に六名の代議員を割当てる。
- (vi) グアム属領に六名の代議員を割当てる。
- (vii) ヴァージン・アイランド属領に六名の代議員を割当てる。
- (viii) 海外滞留の民主党員には一二名の代議員を割当てるが、一票の投票権しか与えない。

(ix) プエト・リコ属領に四四名の代議員を割当てる。

## B 非誓約代議員

- (i) 民主党州知事（首都ワシントン市長を含む）、
- (ii) 民主党下院議員、
- (iii) 民主党上院議員（首都ワシントンの二名の上院議員オブザーヴァーを含む）、
- (iv) 民主党全国政党支部委員、
- (v) 民主党首脳部（前民主党大統領、現民主党大統領、下院と上院の役職者、民主党全国政党支部委員長）は、非誓約代議員とする。

## 6. 全国政党支部

### 1) 開催地の選定

二大政党支部の全国政党支部大会 (national convention) は、一八三二年以来、大統領候補者を指名する政党支部の機関としての役割を果たしてきた。近年では全国政党支部大会は、四年ごとに大統領選挙が行われる年の七月から九月上旬にかけて特定の都市で開催されてきた。各政党支部の全国政党支部大会が開催される前年の一二月か、その年の一月に各政党支部の全国政党支部委員会 (party's national committee) が開催されて、全国政党支部大会を開催する時期、開催都市、各州から何名の代議員を全国政党支部大会に出席させるかの基準を決定する。そして、各州の州中央政党支部委員会 (state central party committee) に開催の通知をする。全国政党支部大会の開催地は、都市の施設、都市ならびに都市の商人が政党支部大会の費用を負担するか否か、その都市で全国政党支部大会を開催することに政治上の意義があるか等を十分に考慮した上で決定される。近年、

シカゴ市やフィラデルフィア市は、各政党の全国政党大会の開催都市として滞りなくその任務を果たしてきた。しかし、シカゴ市のような大都市でも代議員とその家族、代理人、傍聴者、報道関係者を含めて総計五〇、〇〇〇人以上が集会する大会場を提供することはむずかしくなってきた。交通、ホテル、その他の施設の混乱等を考慮すると、大都市は全国政党大会の開催都市として不適當である。それで、比較的交通の便利な郊外都市であるニュー・ジャージイ州のアトランティック・シティ市や宿泊施設が備わっているフロリダ州のマイアミ・ビーチなどの都市が全国政党大会の開催地になってきている。一九六四年の民主党全国政党大会は、アトランティック・シティ市で開催されたが、一九七二年にはマイアミ・ビーチ市で開催されている。カリフォルニア州は、急速な人口増加に伴って現在では五五人もの大統領選挙人をもつ全米最大の人口を擁する州になったために、民主党も共和党もきそつてこの大票田を一括して獲得する意向もあつて、ロス・アンゼルス市やサンフランシスコ市で全国政党大会を開催するようになった。このように、カリフォルニア州の諸都市が各政党の全国政党大会の開催都市として脚光を浴びるようになってきたが、一九九二年の初春にロス・アンゼルス市で暴動が起つたために、一九九二年の民主党全国政党大会は、ニュー・ヨーク市で開催された。共和党の全国政党大会は、ブッシュの支持者の多いテキサス州のヒューストン市で開催された。二〇〇〇年には、共和党は、フィラデルフィア市で七月三一日から八月三日まで全国政党大会を開催した。一方、民主党は、八月一四日から八月一七日までロス・アンゼルス市で全国政党大会を開催した。二〇〇四年には、民主党は、七月二六日から二九日までボストン市で開催し、共和党は、八月三〇日から九月二日までニュー・ヨーク市で全国政党大会を開催した。二〇〇八年には、民主党は、八月二五日から二八日までコロラド州のデンヴァー市で四、二〇七名の代議員が出席して全国政党大会を開催した。一方、共和党は、九月一日から九月四日まで

ミネソタ州ミネアポリス・セントポール市で二、三八〇名の代議員が出席して全国政大会を開催した。二〇一二年には、共和党は八月二七日から三〇日までフロリダ州のタンパ市で二、二六八名の代議員が出席して全国政大会を開催した。一方、現職のオバマ大統領が民主党の大統領候補者に内定していた民主党は、党の結束を図るために九月三日から五日までノース・キャロライナ州のキャロット市で五、五五二名の代議員が出席して全国政大会を開催した。

## 2) 開会と臨時議長を選出

全国政大会の会議順序は、テレビなどのマス・メディアが全国に報道している今日でさえも、さほど革新がなされていない。最初に、全国政大会委員長 (national chairman) が全国政大会の開催を宣言する。次に、出席者全員が起立して国歌斉唱をして黙祷をする。続いて、全国政大会委員長が全国政大会開催都市の市長と開催地の州知事を紹介する。そして、市長ないしは州知事が歓迎演説をする。その後、全国政大会書記長が、全国政大会に出席している代議員の点呼をとる。全国政大会委員長は、臨時議長 (temporary chairman) のために作成した全国政大会委員会の推薦状を提出する。臨時議長は、代議員の満場一致の口頭でもって選出される。臨時議長は、基調演説 (keynote address) をする。この基調演説は、約一時間程度で終るが、これほど感情のこもった演説は他にあまりないと思われる程の名演説である。臨時議長には、通常、党内で傑出した人材であるのみならず雄弁家として著名な人物が選出される。臨時議長が弁ずる基調演説は、自党を絶賛し、対立政党の悪政を非難し、自党の歴代の英雄を指摘して絶賛し、過去における自党の勝利をたたえ、自党の理念を表明する刺激的で格調高い文言で綴られた内容である。そして、いかに自党が国家の政治に貢献しているかを訴えて締め括るのが通例である。臨時議長は、雄弁と感動に満ちた演説を行ったのち、全国政大会の正式議長にバトンを渡すことよって臨時議長の最も重要な任務を終え

る。全国政党大会は、通常、三日ないしは四日間の日程の後にその幕を閉じることになっているが、全国政党大会開幕後の二日目に全国政党大会で重要な役割を果たす全国政党大会の委員会が招集される。

### 3) 委員会の招集

全国政党大会が開催されて二日目に二大政党共に全国政党大会で主要な役割を果たす四つの委員会が招集される。それらは次の四委員会である。

- (i) 信任委員会 (committee on credential)
- (ii) 常設役員委員会 (committee on permanent organization)
- (iii) 会議規則運営委員会 (committee on rules and order of business)
- (iv) 政策決定委員会 (committee on platform and resolution)

信任委員会は、各州で選出され全国政党大会に出席している代議員が正規の代議員であるか否かを審査して、全国政党大会での投票権を認める。常設役員委員会は、全国政党大会のための常設役員を推薦する機能を果たす。会議規則運営委員会は、全国政党大会の大会手続を統轄する規則を制定して報告する義務がある。政策決定委員会は、全国政党大会に対して綱領を起草して提出する任務を果たす。政策決定委員会以外の各委員会は、各州一名の代議員で構成される。すなわち、アメリカ合衆国が五〇州からなっているので、政策決定委員会以外の各委員会は、五〇名の代議員で構成されていることになる。政策決定委員会は、各州一名の男性代議員と各州一名の女性代議員で構成されている。民主党は、一九四〇年に政策決定委員会に女性委員を加えるという革新をなした。続いて、共和党は、一九四四年に政策決定委員会に女性委員を加えた。現在、民主党ならびに共和党全国政党大会の政策決定委員会は、



一〇〇名の委員で構成されている。各委員会は、各州一名ないしは二名の委員で構成されている。これらの委員は、概して、各州の代議員代表によって選ばれている。代議員代表は、概して、州知事である。

#### 4) 大統領候補者の指名行程

全国政大会が開催されて三日目か四日目に、全国政大会の主たる目的である大統領候補者を指名する投票が行われる。その投票行程に入る前に、数名の者に特定の候補者に支持を表明する推薦演説をする機会が与えられる。この推薦演説は、共和党では三〇分間、民主党では二〇分間に制限されている。補助推薦演説 (seconding speeches) は、共和党では四名の演説者しか認められていない。一方、民主党では、補助推薦演説者の数は制限されていない。補助推薦演説をする時間は、共和党も民主党も演説者一名につき五分間となっている。推薦演説は、彼等の支持する大統領候補者を絶賛する内容のものであつて、すべての代議員に強い印象を与える美辞麗句で綴られた名調子の弁舌である。そして、その推薦演説は、臨時議長が弁ずる基調演説に優るとも劣らないものである。同時に、推薦演説者が弁ずる一言半句に対して会場の代議員達から破れんばかりの拍手喝采が起る。そして、連打する大鼓の音で会場は、全米大学対抗フットボール試合以上の騒然たるものになる。プラカードを掲げての示威行動は、見事な馬鹿騒ぎであるという以外に表現のしようがない。大統領候補者の名前がすべて出揃うと、全国政大会の最も重要な役割である一名の大統領候補者を指名する投票行程に入る。全国政大会書記長は、アラバマ州を筆頭にアルファベット順に各州の代議員たちに点呼投票 (roll call) を求める。この点呼投票の際に、各州の代議員代表 (州知事や著名人など) は、自州を絶賛する機知に富んだ短い演説をしてから彼等が支持している大統領候補者に口頭で投票する。一九八〇年の民主政全国政大会と一九八四年の共和党全国政大会以来、両党は代議員拘束制ないしは代議員誓約制を採用して

きたので、いずれかの候補者が各州で行われた予備選挙や党員集会で代議員総数の過半数の代議員を獲得してしまっている場合には、全国政大会で大統領候補者一名を最終的に指名する行程は、それ程の重大な意義をもたなくなる。なぜならば、全国政大会では、各州で開催された党員集会や予備選挙で代議員総数の過半数を獲得している大統領候補者を形式的に指名するに過ぎないからである。しかし、いずれの候補者も各州の予備選挙や党員集会で代議員総数の過半数を獲得していない場合には、全国政大会で大統領候補者を最終的に指名する行程は、熱気を帯びたものになる。いずれかの候補者が代議員総数の過半数票を獲得するまで、点呼投票が繰り返される。

点呼投票で投じられた票は、すべて記録される。そして、票集計が終了するや否や投票結果が発表される。現職の大統領が立候補している場合には、第一回目の投票で決着がつくが、しばしば票数が数名の大統領候補者に割れることがある。いずれの大統領候補者も過半数票を獲得できなかった場合には繰り返し投票が行われる。大抵、初回投票で有力でない候補者は姿を消してしまう。そして、有力候補者の二、三名が競うことになる。投票が繰り返される間も有力候補者がいる州の交渉委員は、絶えず他の州の代議員に働きかけて約束をとりつける。全国政大会開催中には頻繁にこの交渉委員による働きかけがなされる。そして、党の大統領候補者が決定するまで交渉が続行される。代議員拘束制や代議員誓約制が導入される以前では、二回ないしは三回の投票が繰り返されて、大統領候補者が指名される場合もあった。しかしながら、現在では民主党の共和党も代議員誓約制を採択しているので、一回か二回の投票で党の大統領候補者が指名されるようになっていく。二〇一二年八月二八日、共和党全国政大会の第一回投票でミット・ロムニイ候補者が共和党の大統領候補者に指名された。そして、八月三〇日、ミット・ロムニイは公式に指名を受諾した。一方、民主党では、全国政大会の第一回投票で出席した五、五五六名の代議員の満場一致で現職大

図表 1 2012年共和党全国政大会候補者指名投票結果

候補者	第1回投票	率
ミット・ロムニイ (Mitt Romney)	2,061	90.16%
ロン・ポール (Ron Paul)	190	8.31%
リック・サントロン (Rick Santorum)	9	0.39%
マイケル・バックマン (Michele Bachmann)	1	0.04%
ジョン・ハンツマン (Jon Huntsman)	1	0.04%
バッドィ・ローマー (Buddy Roemer)	1	0.04%
棄権	13	0.57%
不明 (報告なし)	8	0.35%
未投票	1	0.04%
未決定	1	0.04%
総投票数	2,286	100.00%

上記の図表は [http://en.wikipedia.org/wiki/2012\\_Republican\\_National\\_Convention](http://en.wikipedia.org/wiki/2012_Republican_National_Convention) から抜粋した図表に基づいて作成したものである。

統領のバラク・オバマ候補者が指名された。ミシシッピ州とオハイオ州が点呼投票 (roll call) を終えた時点で指名に必要な代議員総数の半数に当たる二、七七八票がバラク・オバマ候補者に投じられていた。そのために、代議員たちが退場を始めていたが、点呼投票は引き続き行われた。最後にワイオミング州の代議員がバラク・オバマ候補者に点呼投票したときには、会場はがらすきになっていた。<sup>(20)</sup>

ポール・ライアン (Paul Ryan) は、発声投票で副大統領に指名された。

#### 5) 副大統領候補者指名

大統領候補者が指名されると、引き続いて副大統領候補者が指名される。副大統領候補者の指名行程は、極めて簡単であつて、大統領候補者の指名のときほど熱が入らない。なぜならば、各州の党員集会あるいは各州の予備選挙で副大統領候補者としての支持を受けて全国政大会に臨む候補者がいないからである。また、副大統領には、アメリカ合衆国憲法上いかなる重要な権限や職務も付与されていない。単に大統領

領のスペアー・タイヤとしての役割しか果たすことができないために、権限のない地位に就こうとする者に誰も注目しないからである。

副大統領候補者を指名する行程は、大統領候補者のそれと殆ど同様である。まず、副大統領候補者の名前が掲げられて点呼がとられる。推薦演説および補助推薦演説がなされてから投票が行われる。しかしながら、推薦演説の時間は、より制限されている。したがって、推薦演説は簡単である。そして、パレードも簡素化されている。概して、副大統領候補者の指名にまつわる抗争は、激しいものではない。最近では、大統領候補者に選ばれた者が、副大統領候補者の指名に関して有力な発言力をもつようになった。したがって、大統領候補者が副大統領候補者を指名しているといっても過言ではない。大統領候補者が特定の人材を副大統領候補者に推薦すると、大多数の代議員は、大統領候補者の意見に従うのが通常である。このような場合には、副大統領候補者を指名する行程は、簡単かつ敏速に進行する。一九四四年、民主党では副大統領候補者としてハリー・トルーマン (Harry S. Truman) を指名するか、それともジョージ・ウォレス (George C. Wallace) を指名するかでかなりの論争があった。同様に、一九五六年、再び民主党の全国政党大会では、副大統領候補者としてジョン・ケネディ (John F. Kennedy) を指名するか、それともエステス・ケフォーヴァー (Estes Kefauver) を指名するかについての議論が白熱した。<sup>(21)</sup> いかなる人材が副大統領候補者に指名されるかであるが、概して大統領候補者指名投票で対抗馬として競ったが、指名されなかった候補者が指名されがちである。また、大統領選挙で全国平均して得票することができるように、いわゆる「票の均衡」(balance of tickets)を保つために、大統領候補者が北部出身の者であれば、副大統領候補者は南部出身者か西部出身者の中から指名されるのが通例である。<sup>(22)</sup>

### 三、投票者の政党支持と投票動向

#### 1. 政党支持

二〇一二年、大統領選挙の投票日の直前の十一月一日から四日までに行ったギャラップ調査<sup>(23)</sup>によると、民主党支持者が三五%、共和党支持者が三〇%、無党派派が三三%、第三政党と呼ばれる諸々の小政党支持者が二%であった。アメリカの有権者の政党帰属意識 (political party identification / affiliation) は、特定の政党に対する忠誠心といったものではなく、漠然とした自己の政治的立場や見解といったものである。したがって、アメリカの有権者は、候補者が掲げた政策や突発的な事件によって、民主党か共和党の候補者にスイッチを切り換えるように分割投票する投票者でもある。また、無党派と名乗るアメリカの有権者は、政治に無関心な人たちではなく、潜在的には民主党か共和党のいずれかの政党に帰属意識をもっている人たちである。このような特質をもったアメリカの有権者が、アメリカ二大政党の政権交代の潤滑油の役割を果たしている。今日でも、人種 (race)、民族 (ethnicity)、性別、宗教、イデオロギー、年齢などの区分による有権者のグループ帰属意識が、政党支持や投票行動に密接に関連していると考えられている。

#### 1) 人種と民族

一九三〇年代のフランクリン・ルーズヴェルトが提唱したニュー・ディール政策以来、アメリカ黒人は、圧倒的な民主党支持者であった。九〇パーセント以上の黒人が民主党の大統領候補者、連邦議会議員候補者、州知事候補者、州議会議員候補者、市議会議員候補者を支持してきた。二〇〇八年には、九五%の黒人がバラク・オバマ大統領候補者に投票した。一方、キューバ系アメリカ人は、同じラテン系のヒスパニックであるメキシコ系アメリカ人やプエ

ト・リコ人が民主党支持であるにも拘らず、共和党支持である。<sup>24</sup>この分裂動向が二〇一二年に顕著に現れた。民主党のオバマ候補者に七一%のヒスパニックが投票した。そして、キューバ系アメリカ人を含む二七%のヒスパニックが共和党のロムニイ候補者に投票している。アジア系アメリカ人の七三%の有権者が民主党のオバマ民主党候補者に投票したのに対して二六%の者しか共和党のロムニイ候補者に投票していない。<sup>25</sup>

## 2) 性別

女性は、どちらかと言うと民主党支持の傾向にある。男性は、多少なりとも共和党支持者の方が多い。この性別によるギャップは、一九九二年以来、六%から一一%程度である。一九九二年には、女性の四七%の者が民主党のビル・クリントン候補者に投票した。これに対して、男性の四一%の者がビル・クリントン候補者に投票した。一九九六年には、このギャップが一一%になった。すなわち女性の五四%の者が、ビル・クリントン候補者に投票したのに対して、男性の四三%の者しかビル・クリントン候補者に投票しなかったからである。共和党のジョージ・ブッシュ候補者の一期目の選挙のときの二〇〇〇年には、男性の五三%の者がジョージ・ブッシュに投票したが、女性の四三%の者しかジョージ・ブッシュに投票しなかった。二〇〇四年には、ギャップがさらに縮まった。男性の五五%に対して、女性の四八%がジョージ・ブッシュに投票した。二〇〇八年にもギャップが縮まったままの女性の五六%と男性の四九%が民主党のバラク・オバマ候補者に投票した。<sup>26</sup>二〇一二年には、男性の四五%がバラク・オバマに投票し、男性の五二%が共和党のミット・ロムニイ候補者に投票した。そして、女性の五五%がバラク・オバマに投票し、女性の四四%がミット・ロムニイ候補者に投票した。この性別による政党支持の偏重傾向は、既婚者か未婚者かで逆転している。たとえば、二〇一二年では、既婚男性の三八%がバラク・オバマに、六〇%がミット・ロム

ニイに投票している。これに対して、未婚男性の五六%がバラク・オバマに、四〇%がミット・ロムニイ候補者に投票している。既婚男性は、圧倒的に共和党支持者である。一方、未婚男性の半数以上が民主党支持者であることになる。女性についても同様のことが言える。既婚女性の四六%がバラク・オバマに、五三%がミット・ロムニイに投票している。未婚女性の六七%がバラク・オバマに、三二%がミット・ロムニイ候補者に投票している。このことは、既婚女性の半数以上が保守的であるのに対して、未婚女性の七割近くがリベラルであることを示している。<sup>27)</sup>

### 3) 宗教

ユダヤ教徒は、ニュー・デール以来、民主党支持の傾向が強い。ユダヤ教徒の九〇%が民主党支持者である。カトリック教徒も熱狂的な民主党支持者である。しかし、カトリック教徒は、一九七〇年代以来、共和党が墮胎反対を唱え出してから共和党支持に傾いてきている。プロテスタント教徒は、どちらかと言うと、共和党支持である。<sup>28)</sup>

### 4) 社会階級

アメリカの社会階級は、身分、門地、職業などが絡まないところの家族年収だけで区分けされているので、理解し易い。資産家や年収が二五〇、〇〇〇ドル以上の高給取は、概して、共和党支持者である。年収が三〇、〇〇〇ドル以下の貧困家庭の人たちの約七割が、民主党支持者である。年収が五〇、〇〇〇ドル以上の中産階級に帰属する人たちは、概して、共和党支持者である。<sup>29)</sup>しかし、資産家や中産階級層の人たちは、政党に対しての忠誠心が低く、スィッチ・ヒッターのように民主党の候補者に投票したり、共和党の候補者に投票したりする分割投票をする投票者でもある。

図表2 2012年の大統領選挙時の投票者の投票動向

候補者	オバマ	ロムニィ	その他	総投票者中の率
支持	51%	47%	2%	100%
イデオロギー				
リベラル	86%	11%	3%	25%
中道派	56%	41%	3%	40%
保守派	17%	82%	1%	35%
政党支持				
民主党支持派	92%	7%	1%	38%
共和党支持派	6%	93%	1%	32%
無党派	45%	50%	5%	29%
性別				
男性	45%	52%	3%	47%
女性	55%	44%	1%	53%
既婚・未婚				
既婚男性	38%	60%	2%	29%
既婚女性	46%	53%	1%	31%
未婚男性	56%	40%	4%	18%
未婚女性	67%	31%	2%	23%
人種				
白人	39%	59%	2%	72%
黒人	93%	6%	1%	13%
ヒスパニック	71%	27%	2%	10%
アジア系	73%	26%	1%	3%
その他	58%	38%	4%	2%
宗教				
プロテスタント教徒	43%	56%	1%	51%
カトリック教徒	50%	48%	2%	25%
モルモン教徒	21%	78%	1%	2%
ユダヤ教徒	69%	30%	1%	2%
Other その他	74%	23%	3%	7%
None 無宗教	70%	26%	4%	12%
ミサ礼拝				
週一回以上	36%	63%	1%	14%
週一回	41%	58%	1%	28%
一ヶ月に数回	55%	44%	1%	13%
一年に数回	56%	42%	2%	27%
なし	62%	34%	4%	17%



宗教上の意識				
福音主義者	21%	78%	1%	26%
通常のキリスト教徒	60%	37%	3%	74%
年齢				
18歳—24歳	60%	36%	4%	11%
25歳—29歳	60%	38%	2%	8%
30歳—39歳	55%	42%	3%	17%
40歳—49歳	48%	50%	2%	20%
50歳—64歳	47%	52%	1%	28%
65歳以上	44%	56%	0%	16%
性意識				
同性愛主義者	76%	22%	2%	5%
異性愛主義者	49%	49%	2%	95%
教育				
高校中退	64%	35%	1%	3%
高卒	51%	48%	1%	21%
大学中退	49%	48%	3%	29%
大卒	47%	51%	2%	29%
大学院	55%	42%	3%	18%
家族収入				
年収30,000ドル以下	63%	35%	2%	20%
年収30,000—49,999ドル	57%	42%	1%	21%
年収50,000—99,999ドル	46%	52%	2%	31%
年収100,000—199,999ドル	44%	54%	2%	21%
年収200,000—249,999ドル	47%	52%	1%	3%
年収250,000ドル以上	42%	55%	3%	4%
居住地域				
北東部	59%	39%	2%	21%
中西部	51%	47%	2%	24%
南部	44%	54%	2%	34%
西海岸	54%	43%	3%	21%
居住地の規模				
大都市（人口500,000以上）	69%	29%	2%	11%
中都市（人口50,000—500,000）	58%	40%	2%	21%
郊外	48%	50%	2%	47%
町村（人口10,000—50,000）	42%	56%	2%	8%
過疎地域	37%	61%	2%	14%

上記の図表は、Exit polls conducted by Edison Research of Somerville, N.J., for the National Election Pool, a consortium of ABC News, Associated Press, CBS News, CNN, Fox News, and NBC News に基づいて作成した。図表中の総投票数と地域区分による投票率は、“Votes by state” に基づいている。

### 5) イデオロギー

リベラル派の人たちは、民主党支持者である。自分は保守主義者であると名乗る者は、共和党に帰属意識を持っている。なぜならば、民主党の政策が貧困層の人たちを救う福祉政策を打ち出して富の分配を平均化しようとするリベラルな考えに基づいているからであり、共和党の政策は企業家や資産家に有利な減税政策を打ち出して、資産家の富が無資産家層に流失するのを阻止しようとする保守政策であるからである。一九七〇年代以前では、民主党の支持層と共和党の支持層を明確に区分することができなかった。民主党の支持層に保守派がいたり、共和党の支持層にリベラル派を見出したりすることは珍しいことではなかった。今日では、経済保守派、社会保守派、経済リベラル派が支持層のなかに混在する。経済保守派は、政府規制の緩和や減税に関心があり、社会保守派は、墮胎や同姓結婚などの社会問題に関心がある。共和党には、経済保守派と社会保守派の支持がある。民主党にも社会福祉に対する政府支出を歓迎する経済リベラル派と銃規制には保守的である社会保守派が含まれている。<sup>30)</sup>

### 6) 居住地域

南北戦争(一八六一—一八六五年)時代から一九六〇年代までは、南部は、確固たる保守派の民主党の地盤であった。一九六〇年代に公民権運動が起こったとき、南部の白人保守派の巣窟であった民主党が、公民権問題、墮胎、学校での祈祷、そのたの社会問題でリベラルな立場をとった。そのとき、労働組合組織が弱体化していた南部で労働組合を強化させるための目的も手伝って、共和党結成運動が起こって、南部共和党が誕生した。今日では、南部は、共和党の地盤になっている。北東部や中西部は、民主党の地盤である。カリフォルニア州を中心とする西部沿岸地域は、一九九〇年代にラテン系人口が増加したために、共和党の地盤になった。<sup>31)</sup>

## 7) 年齢

年齢は、もう一つの政党支持の要素になっている。一八歳から二九歳までの若者の過半数は、民主党支持者である。二〇一二年の大統領選挙では、一八歳から二九歳までの若者の六〇%がバラク・オバマに投票している。年齢が高くなるほど共和党支持に移行している。

### 註

- (1) [http://en.wikipedia.org/United States presidential Election, 2012](http://en.wikipedia.org/United_States_presidential_Election,_2012)
- (2) 大統領選挙期日は、一八四五年に制定した「大統領選挙法」に一月の第一月曜日の翌日の火曜日と定められている。その理由は、①翌年の一月三日に連邦議会の会期が始まるので、大統領選挙を一月の初旬に行うことは、議員にとって好都合である。②一日は、給料日であったので、投票日にするのを避けた。③日曜日は、教会に行く人達が多いので、投票日にするのを避けた。そこで、一日でも日曜日でもない一月初旬に選挙を行うために、一月の第一月曜日の翌日の火曜日とした。
- (3) The Presidential Election Act of 1948: June 25, 1948, Ch. 644, 62 Stat. 673.
- (4) 大統領選挙人の総数は、五三五である。原憲法には大統領選挙人数は、上院議員数と下院議員数の総数と同数である（憲法第二条第一節第二項）と規定されている。したがって、上院議員総数が一〇〇名であり、下院議員総数が四三五名であるので、合計数は五三五である。一九六一年、修正憲法第二三条によって、首都ワシントンにも三名の大統領選挙人が割当てられたので、大統領選挙人総数が五三八となった。
- (5) いずれの候補者も大統領選挙人の過半数（二七〇）を得票できなかった場合、上位得票者三名以内を選んで下院が直ちに大統領を選出する。大統領が下院で選出される場合、四三五名の下院議員が投票するのではなく、各州一名の代表者が投票することになる。この投票に必要な定足数は、総議員の三分の二である。代表者による投票の結果、総投票数の過半数を得票した候補者が大統領に当選する（修正憲法第一二条）。一名の代表者を選出する方法については、憲法に規定がない。したがって

て、各州の議員は、代表者の選出方法を決定して、代表者を選出しなければならない。

- (6) [http://en.wikipedia.org/wiki/Iowa\\_caucuses](http://en.wikipedia.org/wiki/Iowa_caucuses)
- (7) Howard R. Penniman, *The American Political Process*, D. Van Nostrand Company, Inc., Princeton, New Jersey, 1962, p.101.
- (8) <http://www.thegreenpapers.com/P08/D.phtml> <http://www.thegreenpapers.com/P08/R.phtml>
- (9) [http://en.wikipedia.org/wiki/2012\\_Republican\\_National\\_Convention](http://en.wikipedia.org/wiki/2012_Republican_National_Convention) [http://en.wikipedia.org/wiki/2012\\_Democratic\\_National\\_Convention](http://en.wikipedia.org/wiki/2012_Democratic_National_Convention)
- (10) Robert E. DiClerico and Eric M. Uslaner, *Few Are Chosen: Problems in Presidential Election*, McGraw-Hill Book Company, New York, 1984, pp.32-33.
- (11) <http://en.wikipedia.org/wiki/Delegate>
- (12) <http://www.thegreenpapers.com/P04/R.phtml2004/03/12>
- (13) <http://en.wikipedia.org/wiki/Delegate>
- (14) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_presidential\\_election,\\_2012](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election,_2012)
- (15) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_presidential\\_election,\\_2012](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election,_2012)
- (16) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_presidential\\_election,\\_2012](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election,_2012)
- (17) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_presidential\\_election,\\_2012](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election,_2012)
- (18) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_States\\_presidential\\_election,\\_2012](http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election,_2012)
- (19) <http://www.thegreenpapers.com/p12/R-Alloc.phtml2012/09/23>, and <http://www.thegreenpapers.com/p12/D-Alloc.phtml2012/09/23>
- (20) [http://en.wikipedia.org/wiki/2012\\_Democratic\\_National\\_Convention](http://en.wikipedia.org/wiki/2012_Democratic_National_Convention)
- (21) William H. Young, Ogg and Ray's Introduction to American Government, Twelfth Edition, Meredith Publishing Company,

New York, 1962, p.222, footnote.

- (22) 全国的に満遍なく得票するために、大統領候補者が西部海岸出身者であれば、副大統領候補者を東部出身者のうちから選任するようになっている。また、大統領候補者がリベラルであれば、保守派の副大統領候補者を選任すると言ったように、より多くの社会階層の有権者を取り込む配慮がなされる。一九六〇年の民主党全国政党大会でマサチューセッツ州出身のリベラル派のジョン・ケネディが大統領候補者に選出されたとき、テキサス州出身の保守派のリンドン・ジョンソンが副大統領候補者に指名された。一九七二年、共和党はカリフォルニア州出身のリチャード・ニクソンを大統領候補に選出したとき、メアリランド州出身のスピロ・アグニュー (Spiro T. Agnew) を副大統領候補者に選任している。二〇〇〇年、共和党はテキサス州知事であったジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) を大統領候補者に選出したとき、ワイオミング州 (北西部) 出身のリチャード・チェイニー (Richard B. Cheney) を副大統領候補者に選出した。
- (23) <http://www.gallup.com/poll/15370/Party-Affiliation.aspx>
- (24) Benjamin Ginsberg, Theodore J. Lowi, and Margaret Weir, *We the People: An Introduction to American Politics*, Eighth Edition, W. W. Norton & Company, New York, 2011, p.327.
- (25) Exit polls conducted by Edison Research of Somerville, N. J., for the National Election Pool, a consortium of ABC News, Associated Press, CBS News, CNN, Fox News, and NBC News
- (26) Benjamin Ginsberg, Theodore J. Lowi, and Margaret Weir, *We the People: An Introduction to American Politics*, Eighth Edition, W. W. Norton & Company, New York, 2011, p.328.
- (27) Exit polls conducted by Edison Research of Somerville, N. J., for the National Election Pool, a consortium of ABC News, Associated Press, CBS News, CNN, Fox News, and NBC News
- (28) Benjamin Ginsberg, Theodore J. Lowi, and Margaret Weir, *We the People: An Introduction to American Politics*, Eighth Edition, W. W. Norton & Company, New York, 2011, p.328.
- (29) *Ibid.*, p.329.

(30) Ibid., p.329.

(31) Ibid., p.330.